

加東市長 岩 根 正 様

加東市監査委員 壺 井 弘 次
加東市監査委員 田 中 正 紀
加東市監査委員 神 田 耕 司

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査
意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査を実施した結果、下記のとおり意見書を提出する。

記

第1 審査の概要

1 審査の対象

この健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査は、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間

令和5年8月8日の1日間

3 審査の方法

審査は、健全化判断比率及び資金不足比率を算定するための算定様式の記載事項について、算定根拠資料や関係資料との照合、確認を行い、次いで、算定手順の妥当性を判断するため、担当職員にヒアリングを実施した。

第2 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているものと認められた。

第3 各比率について

健全化判断比率及び資金不足比率は次のとおりである。

【健全化判断比率】

(単位：%)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	—	—	—	—	—	13.00	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	18.00	30.00
実質公債費比率	4.7	4.7	5.1	5.4	6.0	25.0	35.0
将来負担比率	—	—	—	—	—	350.0	

- (注) 1. 実質赤字額、連結実質赤字額が発生していない場合は「—」で表示した。
 2. 実質公債費比率は3か年平均である。
 3. 将来負担比率に係る財政再生基準はない。
 4. 将来負担比率は、将来負担額より充当可能財源等が多く算定されない場合は「—」で表示した。
 5. 早期健全化基準及び財政再生基準の数値は、各健全化判断比率に対する地方公共団体の財政の健全化に関する法律等で定められた数値である。

【資金不足比率】

(単位：%)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	経営健全化 基準
水道事業会計	—	—	—	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	—	—	—	20.0
病院事業会計	—	—	—	—	—	20.0

- (注) 1. 資金不足が生じていない場合は「—」で表示した。
 2. 経営健全化基準の数値は、資金不足比率に対する地方公共団体の財政の健全化に関する法律等で定められた数値である。

(1) 実質赤字比率

令和4年度の実質赤字比率は、対象会計である一般会計において実質収支が黒字となり、実質赤字額が生じないため、算定されない。このため、該当数値なしを意味する―（ダッシュ）表示となっている。なお、参考として黒字額の比率をマイナス数値で示すと△3.63%（前年度△4.48%）となっている。

$$\text{実質赤字比率（一）\%} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額（一）}}{\text{標準財政規模 12,544,892 千円}} \times 100$$

（注）実質赤字比率とは、一般会計等を対象として、実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

○一般会計等の実質収支額

（単位：千円、△：減）

項 目		令和3年度	令和4年度	増 減
歳 入	一般会計 ①	26,432,419	23,192,133	△3,240,286
歳 出	一般会計 ②	25,795,623	22,660,197	△3,135,426
翌年度へ繰り越すべき財源 ③		69,312	76,189	6,877
実質収支額 ①－②－③		567,484	455,747	△111,737

○標準財政規模

（単位：千円、△：減）

項 目	令和3年度	令和4年度	増 減
標準税収入額	8,007,306	8,296,447	289,141
普通交付税額	3,697,409	3,967,985	270,576
臨時財政対策債発行可能額	939,314	280,460	△658,854
計	12,644,029	12,544,892	△99,137

（注）標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる経常一般財源の規模を示すものである。

(2) 連結実質赤字比率

令和4年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額が生じないため、算定されない。このため該当数値なしを意味する―（ダッシュ）表示となっている。なお、参考として黒字額の比率をマイナス数値で示すと△27.97%（前年度△30.46%）となっている。

$$\text{連結実質赤字比率（一）\%} = \frac{\text{連結実質赤字額（一）}}{\text{標準財政規模 12,544,892 千円}} \times 100$$

（注）連結実質赤字比率とは、一般会計のほか特別会計（公営企業会計を含む。）を含めた全会計を対象として、実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。

○連結実質収支額

一般会計のほか特別会計（公営企業会計を含む。）を含めた全会計

（単位：千円、△：損失、減）

会 計		実質収支額又は資金剰余（不足）額		
		令和3年度	令和4年度	増 減
一般会計等	一般会計	567,484	455,747	△111,737
一般会計等以外の 特別会計のうち公 営企業に係る特別 会計以外の会計	国民健康保険特別会計	15,453	4,661	△10,792
	後期高齢者医療特別会計	12,611	16,101	3,490
	介護保険保険事業特別会計	138,459	113,258	△25,201
公 営 企 業 会 計	水道事業会計	2,448,437	2,250,343	△198,094
	下水道事業会計	108,068	110,302	2,234
	病院事業会計	561,957	558,435	△3,522
計		3,852,469	3,508,847	△343,622

(3) 実質公債費比率

令和4年度単年の実質公債費比率は6.5%であり、前年度から微減となっている。3か年平均の実質公債費比率は**6.0%**となり、早期健全化基準25.0%を下回っている。

地方債発行については協議団体となる18%未満となっており良好な状態を示している。

(単位：%)

	実質公債費比率(単年度)	実質公債費比率(3か年平均)				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
平成28年度	4.6	4.7				
平成29年度	3.9					
平成30年度	5.5		4.7			
令和元年度	4.7					
令和2年度	5.2	5.1		5.4		
令和3年度	6.5					
令和4年度	6.5					

(注) 実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。通常、3か年の平均値を使用する。

◇令和4年度の実質公債費比率(単年度)

$$\text{実質公債費比率} \quad \% \quad = \frac{(A+B) - (C+D)}{E-D} \times 100$$

$$= \frac{(2,430,897 \text{ 千円} + 1,003,435 \text{ 千円}) - (275,242 \text{ 千円} + 2,508,027 \text{ 千円})}{12,544,892 \text{ 千円} - 2,508,027 \text{ 千円}} \times 100$$

A 地方債元利償還金

B 準元利償還金

C 特定財源

D 元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

E 標準財政規模

(4) 将来負担比率

令和4年度の将来負担比率は、充当可能基金額、特定財源見込額及び地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額の合計額が、将来負担額を上回るため、比率は算定されない。このため、該当なしを意味する―（ダッシュ）表示となっている。なお、参考として本比率をマイナス数値で示すと△90.0%（前年度△86.4%）となる。

◇令和4年度の将来負担比率

$$\begin{aligned} \text{将来負担比率 (一)} &= \frac{A - (B + C + D)}{E - F} \times 100 \\ &= \frac{30,930,121 \text{ 千円} - (13,447,314 \text{ 千円} + 1,532,584 \text{ 千円} + 24,983,849 \text{ 千円})}{12,544,892 \text{ 千円} - 2,508,027 \text{ 千円}} \times 100 \end{aligned}$$

- A 将来負担額
- B 充当可能基金額
- C 特定財源見込額
- D 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額
- E 標準財政規模
- F 元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

(注) 将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

○将来負担額

(単位：千円、△：減)

項 目	令和3年度	令和4年度	増 減
一般会計等の前年度末地方債現在高	23,701,469	23,737,608	36,139
債務負担行為に基づく支出予定額	0	0	0
一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額	6,795,097	5,931,717	△863,380
組合等が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担等見込額	457,350	449,982	△7,368
退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	1,009,824	810,814	△199,010
設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額	0	0	0
連結実質赤字額	0	0	0
組合等の連結実質赤字額相当額に係る一般会計等負担見込額	0	0	0
計	31,963,740	30,930,121	△1,033,619

(5) 資金不足比率

令和4年度の3会計の資金不足比率は、3会計とも資金不足が生じていないため、比率は算定されない。このため該当数値なしを意味する―（ダッシュ）表示となっている。なお、参考として黒字額の比率をマイナス数値で示すと水道事業会計で△291.4%（前年度△312.3%）、下水道事業会計で△12.4%（前年度△12.3%）、病院事業会計で△33.8%（前年度△30.2%）になっている。

◇資金不足比率

$$\begin{array}{l} \text{水道事業会計} \\ \text{資金不足比率 (一) \%} \end{array} = \frac{\text{資金の不足額 (一)}}{\text{事業の規模 772,174 千円}} \times 100$$

$$\begin{array}{l} \text{下水道事業会計} \\ \text{資金不足比率 (一) \%} \end{array} = \frac{\text{資金の不足額 (一)}}{\text{事業の規模 886,291 千円}} \times 100$$

$$\begin{array}{l} \text{病院事業会計} \\ \text{資金不足比率 (一) \%} \end{array} = \frac{\text{資金の不足額 (一)}}{\text{事業の規模 1,654,114 千円}} \times 100$$

資金の不足額 = (流動負債 + 建設改良等以外に充てた地方債現在高 - 流動資産)
- 解消可能資金不足額

事業の規模 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

(注) 資金不足比率とは、公営企業会計ごとに算定した資金の不足額のそれぞれの事業の規模に対する比率である。

○資金の不足額

(単位：千円、△：減)

区 分		令和3年度	令和4年度	増 減
水道 事業 会計	流動負債 a	1,738,966	1,147,675	△591,291
	控除企業債等 b	30,091	27,216	△2,875
	控除引当金等 c	—	—	—
	算入地方債 d	0	0	0
	流動資産 e	4,157,312	3,370,802	△786,510
	貸倒引当金 f	—	—	—
	解消可能資金不足額 g	0	0	0
	資金の不足額 a-b-c+d-e-f-g	△2,448,437	△2,250,343	198,094
下 水道 事業 会計	流動負債 a	1,547,216	1,399,291	△147,925
	控除企業債等 b	1,256,407	1,195,507	△60,900
	控除引当金等 c	—	—	—
	算入地方債 d	0	0	0
	流動資産 e	398,877	314,086	△84,791
	貸倒引当金 f	—	—	—
	解消可能資金不足額 g	0	0	0
	資金の不足額 a-b-c+d-e-f-g	△108,068	△110,302	△2,234
病 院 事 業 会 計	流動負債 a	434,502	456,963	22,461
	控除企業債等 b	71,990	73,046	1,056
	控除引当金等 c	—	—	—
	算入地方債 d	0	0	0
	流動資産 e	924,469	942,352	17,883
	貸倒引当金 f	—	—	—
	解消可能資金不足額 g	0	0	0
	資金の不足額 a-b-c+d-e-f-g	△561,957	△558,435	3,522

(注) 各年度の資金の不足額の数値は、マイナスの場合は黒字を示している。

第4 結 び

当年度の本市における健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、引き続き良好な状況にある。

しかし、小中一貫校の建設等の大規模な投資的経費の支出が続き、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率を示す実質公債費比率や一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を表す将来負担比率の上昇が長期的に続くことが見込まれている。

長期的展望に立ち、各比率の動向を見極めるとともに、事業の選択と集中により効率化を図ることで経費の抑制に努めながら、健全でバランスのとれた財政運営をお願いしたい。

《一般会計等》

地方公共団体の会計のうち、公営事業会計（公営企業会計、収益事業会計、国民健康保険事業会計、介護保険事業会計等）以外のものが該当し、地方財政統計で用いられている普通会計とほぼ同様の範囲である。本市の場合は、一般会計等は一般会計のみとなる。